

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県肝属郡錦江町

2 構造改革特別区域の名称

錦江町ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿児島県肝属郡錦江町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置概要

錦江町（以下「本町」という。）は、鹿児島県大隅半島の中南部に位置し、本町、東串良町、南大隅町及び肝付町の4つの町からなる肝属郡に属しており、東側は肝属山地、西側は鹿児島湾に面している。西には鹿児島湾を挟んで薩摩半島、南には九州本島最南端に位置する南大隅町佐多岬がある。面積は町全域で163.19k㎡で、県全体の1.8%、郡全体の22.9%を占める。

(2) 気候

大隅海峡を流れる黒潮の影響を受け、高温多湿の気候条件にある一方、沿岸部と内陸部では大きな標高差があり、南国的な気候（無霜地域）の海浜地域から、積雪がみられる内陸部の山間地域まで存在する。

地形については、大半は東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、四季折々の豊かな景色を見せる一方、鹿児島湾側のわずかな平地には、住宅・農地が広がっている。

また、観光資源としては、雄川と神ノ川の二つの2級河川が町内を流れ、稲尾岳周辺には照葉樹林が広がり国や県から天然記念物として自然環境保全地域等の指定を受けている。

(3) 人口

直近の人口は7,199人（令和2年11月1日住民基本台帳）である。過去の人口動態については、1955年（昭和30年）の22,552人をピークに、減少に転じ、年平均236人が減少している計算となる。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本町の総人口は、2035年（令和17年）には5,000人を割り込み、2060年（令和42年）には、1,757人まで減少すると推計されている。

(4) 産業

本町人口ビジョンでの就業者数は、1985年（昭和60年）と2015年（平成27年）を比較すると43%減となっている。なかでも第一次産業人口は57%減と減少幅が大きい。2015

年（平成 27 年）の産業別人口をみると第一次産業は 1,280 人（36.2%）、第二次産業は 483 人（13.7%）、第三次産業は 1,770 人（50.1%）となっている。産業別人口（大分類）をみると農業・林業が最も多く、就業者数は減少傾向であるものの、現在でも主要産業は農業となっている。

（5）まちづくり

本町では、情報公開と住民参加を基本にまちづくりを進めている。少子高齢化の進む本町では、人口流出と町の課題解決に向けた取組みとして、令和 2 年度から児童・生徒によるアイデアを実現化するアントレプレナーシップ事業の「イノベーションチャレンジ」、様々な職種の講師とオンラインを通じて対話する「お仕事バイキング」を開催し、幼少期から地域でも創業できる力を養う教育事業を実施している。

現在「第二次錦江町総合振興計画（全面改訂版）」の策定に取り組んでおり、ワークショップにより住民との対話を行い、住民の意見を取り入れた住みよいまちづくりを目指している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、鹿児島県内で有数の過疎化と高齢化が急速に進んでいる中山間地域となっている。農産物の価格の低迷や生産資材の高騰など、農業を取り巻く情勢の厳しさにより担い手が不足し、農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地が急増するなど、地域農業に大きな影響を与えている。

このような中、地域で活動する事業者は、ブドウの育成から収穫、そして加工に至るまでの一貫生産によって、大隅半島産にこだわったフードビジネスの展開とワイン醸造所の建設を計画している。

また、クラシックコンサートやブドウの収穫祭の開催によって、農地・里山の再生、特産品の開発、都市と農村の交流など、地域活性化に向けた取組みが行われており、その動きに呼応して、建設業によるワイン醸造所や外構のデザイン、水産業によるカンパチやヒラマサを活用した新商品の開発、畜産業による生ハムの製造など、地元異業種による物産開発がはじまり、地元で生産されたブドウによるオリジナルワイン造りの機運が高まっている。

本特例措置を活用することにより地域限定のオリジナルワインをはじめとした果実酒及びリキュールの製造がはじまれば、新しい地域の特産品が生まれ、ブドウ栽培が一層普及するとともにブルーベリーやマンゴーのリキュール製造に触発され、将来的には、本町で栽培されている茶やいちごなど新たな農産物によるリキュール製造への発展も期待できることから、遊休農地の利用の促進、耕作放棄地の活用促進が見込まれる。また、ブドウ栽培、ワイン製造を通じた都市と農村の交流を促進し、地域の活性化と定住へのきっかけづくりに資することから構造改革特別区域計画の意義は大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、ワイン製造事業の初期投資額が大幅に削減でき、遊休農地を活用したワイン用ブドウの生産やワイン製造・販売が可能となる。さらに特産品加工事業

者や飲食事業者によるリキュールを用いたドライフルーツ漬けやデザートの開発により地域の特色あふれる「食」の提供につながるなど、新たな産業へのチャレンジが始まる。

このチャレンジがきっかけとなり、多様な農業の形態の導入、新規就農者の増加、農地の新たな利用展開、地域産品の研究・生産などが一層促進され、雇用の増加による経済循環が期待できる。大隅南部県立自然公園花瀬川流域に位置する遊休農地の活用により、ブドウ栽培面積の拡大が図られ、この農村風景は新たな観光資源となり、景観の大幅な改善がなされ地域の魅力向上が図られる。

また、本町には多くの観光客も来訪しており、こだわりを持った地ワインの提供が旅の重要な要素である「食」の充実と直結する。食の充実は、観光客の満足度を向上させ、リピーターや口コミでの来訪者の獲得に結び付くなど、地域に広く経済波及効果をもたらすことが期待できる。

構造改革特別区域を推進することにより、

(1) 新しい特産品の開発と既存特産品との連携による「錦江ブランド」の確立

(2) ブドウ等の果樹生産の拡大による耕作放棄地の活用促進、新規就農者の確保を実現し、地域活性化、農業所得向上による自立的な地域農業の持続的発展に資することを目標にする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品・地域ブランドの創出

今回、地元産酒類の提供を行うことで、新たな特産品が生まれることにより、多様化するニーズに応える特産品の幅が広がるとともに、「錦江ブランド」の確立が進む。

(2) 地域農業の振興

本町での果実酒及びリキュールの製造は、新たな特産品の起爆剤となり、ワイン用ブドウの生産面積の拡大による耕作放棄地の活用促進や新規就農者、担い手の確保・育成、所得向上にも期待され、地域農業の振興も図られる。

【耕作放棄地活用】目標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
耕作放棄地面積	28.3ha	27.3ha	26.3ha	25.3ha	24.3ha
耕作放棄地活用面積	—	1ha	2ha	3ha	4ha
ワイン用ブドウ	—	0.3ha	0.6ha	0.9ha	1.2ha
根菜類・果菜類等	—	0.7ha	1.4ha	2.1ha	2.8ha

【新規就農者】目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規就農者数	1人	2人	2人	2人

【製造事業者及び生産量】目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特産酒類製造事業者数	—	1件	1件	2件
ワイン用ブドウ生産量	3,500 kg	3,800 kg	4,600 kg	5,400 kg
特産果実酒製造量	—	2.2kl	2.7kl	3.1kl
特産リキュール製造量	—	—	—	1 kl

(3) 農業・観光業等の連携による地域活性化

本特例措置でワイナリーができることにより、既存の農家レストランやバンガローなどで、地元食材とともに町内産のワインを提供することが可能となる。

このことにより、地元食材の需要が増加し、地場産品の直売所や道の駅「にしきの里」などの活性化及び農業所得の向上が期待される。

また、ワイナリーでのブドウの収穫体験やワイン製造工程の施設見学会の実施が可能となり、観光事業者と連携した体験型農業の受入が促進され、都市と農村の交流拡大が期待できる。

以上のように、本特例措置による食の充実や農業体験による観光客、宿泊客等の増加が期待できる。

【観光客数】目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
観光入込客数	30万人	33万人	34万人	36万人
うち本特例に関する観光入込客見込数	1千人	2千人	5千人	1.5万人

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

【別紙】

1. 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物として指定された果実（ブドウ、マンゴー、ブルーベリー又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造計画特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

鹿児島県肝属郡錦江町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（ブドウ、マンゴー、ブルーベリー又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（ブドウ、マンゴー、ブルーベリー又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地域での起業や新たな事業展開に繋がり、観光客の増加や農業者の経営多角化、新たな地域ブランドの創出が図られるとともに、農業事業者と他業種による連携、都市住民等との交流拡大による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製

造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。